

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	労政雇用課	検索番号	5-1
法令名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	根拠条項	39	
許認可等	シルバー人材センターの業務拡大に係る業種及び職種の指定			
<p>(根拠規定)</p> <p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条</p> <p>都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第二号及び第四号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>シルバー人材センター等の業務拡大に係る要件等について（平成28年4月7日付け職発0407第3号厚生労働省職業安定局長通知）</p> <p>第2 業務拡大の指定を行う場合の確認について</p> <p>業務拡大の指定を行う場合の確認は、次の1から4により行うこと。</p> <p>1 参考指標</p> <p>業務拡大の指定を行う場合、次の（1）から（3）に掲げる参考指標等を用いながら、次の（1）から（3）の要件に適合することを総合的に確認すること。</p> <p>なお、次の（1）から（3）に掲げる参考指標のうち、◎印の指標は特に参考にすべき指標としているため留意すること。</p> <p>(1) 法第39条第1項に規定する「高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる」こと。</p> <p>① 地域の高齢者の就業ニーズ</p> <p>(参考指標)</p> <p>◎高齢者の就業希望者数</p> <p>◎高齢者の就業意欲</p> <p>○高齢者の労働力人口・労働力率</p> <p>○高齢者の就業人口・就業率</p> <p>(活用例)</p> <p>指定しようとする業種及び職種（以下「指定業種等」という。</p> <p>その区分については、2を参照）に係る以上の参考指標の値やその推移から、対象地域の高齢者の就業ニーズが高い又は今後高まることが見込まれることを確認する。</p> <p>② 地域の高齢者に対する労働力需要</p> <p>(参考指標)</p> <p>◎高齢労働者の有効求人倍率</p> <p>○求人充足率</p> <p>○求人数</p>				

(活用例)

指定業種等に係る以上の参考指標の値やその推移から、高齢者に対する労働力需要が高い又は今後高まることが見込まれることを確認する。

③ 事業の実施見込み

(参考指標)

◎該当シルバー人材センターの会員数

○シルバー人材センターが把握している会員の就業ニーズ及び発注者のニーズ

(活用例)

指定業種等に係る以上の参考指標の値やその推移から、指定業種等についてシルバー人材センターが行う労働者派遣事業又は職業紹介事業の活用が見込まれることを確認する。

- (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和 46 年労働省令第 24 号。以下「則」という。）第 24 条の 10 第 1 号に規定する「指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者の利益を不当に害することがないと認められること。」

① 地域の派遣事業者、職業紹介事業者等の活動状況

(参考指標)

◎地域の労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等の事業実績

○地域の労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等の数

(活用例)

指定業種等に係る以上の参考指標の値やその推移を分析し、あるいはこれらに加えて地域の高齢者の就業ニーズや発注者のニーズを勘案することにより、指定業種等についてシルバー人材センターが労働者派遣事業又は職業紹介事業の業務等を拡大したとしても、地域の労働者派遣事業者、職業紹介事業者等の利益を不当に害するおそれがないと認められることを確認する。

② 地域の関係者の意見（法第 39 条第 2 項の規定に基づき関係者から意見聴取を行うこと（第 2-4 参照））

(活用例)

地域の労働者派遣事業者、職業紹介事業者等を代表する者から指定業種等についてシルバー人材センターが業務を拡大することにより、利益を不当に害されるおそれがあるとの合理的な意見の表明がなされていないこと。

- (3) 則第 24 条の 10 第 2 号に規定する「当該指定に係る市町村の区域の労働者の雇用の機会又は労働条件に著しい影響を与えることがないと認められること」

※以下、若・中年労働者（シルバーの対象とならない 59 歳以下の労働者及び求職者）を念頭に置いているが、それ以外の高齢の労働者の雇用機会等にも配慮することが必要である。

①地域の雇用失業情勢

(参考指標)

◎若・中年労働者（※）に係る有効求人倍率

◎若・中年求職者に係る就職率

(活用例)

指定業種等に係る以上の参考指標の値やその推移を分析し、あるいはこれらに加えて高

齢者の状況を勘案することで、シルバー人材センターが業務を拡大することにより、若・中年労働者に係る労働条件が著しく低下するなど不利な状況になる見込みがないことを確認する。

- ② 地域の関係者の意見（法第39条第2項の規定に基づき関係者から意見聴取を行うこと（第2-4参照））

（活用例）

対象地域において地域の労働者を代表する者から、指定業種等においてシルバー人材センターが業務を拡大することにより、若・中年労働者に係る雇用の機会又は労働条件に著しい悪影響を及ぼす恐れがあるとの合理的な意見の表明がなされていないこと。

2 業種及び職種の区分

業種は日本標準産業分類の中分類、職種は厚生労働省職業分類の中分類により区分すること。

3 参考指標の出所

参考指標は、地方公共団体が独自に行っている調査、国勢調査等の公的機関が作成した統計、労働局又は公共職業安定所が作成した職業安定業務統計、シルバー人材センターが作成した事業実績、都道府県が労働者派遣事業者、職業紹介事業者等から聴取した事業実績等の数値を用いること（別表参照）。

4 法第39条第2項の規定に基づく関係者からの意見聴取について

関係者からの意見聴取は次の（1）及び（2）により行うこと。

（1）意見を聴取する者

① 市区町村の長

指定しようとする区域の全ての市区町村の長の意見を聴くこと。

② シルバー人材センター

指定しようとする区域の全てのシルバー人材センター等の意見を聴くこと。

③ 指定業種等に係る有料職業紹介事業者若しくは労働者派遣事業者又はこれらと同種の事業

（以下「紹介事業者等」という）を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者（以下「紹介事業者等」という。）を代表する者

原則として、指定しようとする区域の市区町村又は当該市区町村を含む都道府県を活動区域とする紹介事業者等の団体（全国を活動範囲とする団体が市区町村又は都道府県に設置する支部等を含む。）の意見を聴き、当該団体が存在しない場合は、指定しようとする区域で紹介事業者等を営んでいることが確認できる紹介事業者等のうち、例えば、紹介事業者等の実績が多い者の意見を一定数聴くこと。

また、「これらと同種の事業」を「営む事業者」とは、当該業種等において請負業（企業等から仕事の完成を約束して引き受ける事業をいう。）等を営む事業者とする。

④ 労働者を代表する者

指定しようとする区域の市区町村又は当該市区町村を含む都道府県を活動区域とする労働組合（全国を活動範囲とする労働組合が市町村又は都道府県に設置する支部等を含む。）を代表する団体の意見を聴くこと。

（2）意見聴取の方法

意見聴取は、文書提出による聴取、会議形式による聴取等により行うこと。